

35502

山口県

阿武町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員（人以上）			
1,500 万円超	5	課税免除	固定資産税	当初3年間
1,500 万円以下	10		固定資産税の 1/2	以降2年間
①製造の事業、ソフトウェア業、旅館業 ②家屋、償却資産、土地の取得価格 2,700 万円超	—	課税免除 (過疎法)	固定資産税	3年度間
生産性向上特別措置法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業等が生産性を向上するための設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合 対象設備 1)旧モデル比で生産性が平均1%以上向上するもの 2)経営産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める設備機械及び装置(160万円以上/10年以内) 測定工具(30万円以上/5年以内) 器具備品(30万円以上/6年以内) 建物付属設備(60万円/14年以内)		1.5%以上の賃上げ表明された場合:課税標準 1/2 に3年間軽減 3%以上の賃上げ表明された場合:課税標準 1/4 に5年間軽減 (生産性向上特別措置法)	固定資産税(償却資産)	

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
阿武町中小企業 長期安定資金融 資保証	H31.4	中小企業信用保険法第2条第3項に規定する従業員が 20 人以下の事業者であって、かつ、中小企業信用保険の対象業種を営む者で、下記のいずれかに該当する者 ①町内において新たに事業を開始しようとする中	以下の融資資金の保証料を融資する。 ○融資資金の対象 ア 運転資金 イ 設備資金

		小企業者であって、当該中小企業者が作成する事業計画書等に基づき、今後の事業計画等が適切で、かつ、概ね1月以内に事業所を有し、かつ、事業を開始することが明らかであると認められる者 ②町内に主たる事業所を有し、開業してからの期間が3年未満の中小企業者で、当該中小企業者が作成する事業計画書等に基づき、今後の事業計画が適切であると認められる者	○保証融資限度額 1企業あたり 1,000 万円以内 ○貸付期間 ア 運転資金 5年以内 イ 設備資金 7年以内 ウ 運転・設備資金 7年以内 ○貸付利率 年 1.5% ○保証料率 山口県信用保証協会 の定める保険料率
--	--	--	---